

令和5年12月

お客さま各位

横浜幸銀信用組合

横浜幸銀インターネットバンキング利用規定改定のお知らせ

平素より当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、「横浜幸銀インターネットバンキング利用規定」の改定を行いますのでお知らせします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいておりますお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

改定後の利用規定については、改定日以降、当組合ホームページにて掲載させていただきます。

記

1. 改定日

令和6年1月4日（木）

2. 改定内容（下記赤字部分を追記）

第13条 解約等

1. ～3. （省略）

4. 契約者に次の各号の事由が1つでも生じた場合、当組合はいつでもご契約先に事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。なお、本項に該当し、解約となった場合、その時点でご依頼済みの予約取引は無効となります。